特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２００３号
東京都中央区日本橋小伝馬町１番１号
清算株式会社　株式会社アルティスタティラーレ
代表清算人　三橋　　巌
１　決定年月日　平成30年１月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２００５号
東京都江東区福住２丁目５番４号
清算株式会社　株式会社ＳＯＡＲＥソリューションズ
代表清算人　小金澤陽一郎
１　決定年月日　平成30年１月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第３００１号
大阪市西区西本町１丁目12番６号
清算株式会社　岡野株式会社
代表清算人　岡野啓治郎
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第３０１９号
大阪府八尾市志紀町南４丁目41番地
清算株式会社　吉崎紙器株式会社
１　決定年月日　平成30年１月25日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　別紙記載の協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
２　本協定の認可決定の確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者吉崎仁啓を除く協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成３０年（再）第１号
長野県上田市別所温泉1627番地
再生債務者　有限会社中松屋旅館
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　長野県上田市常磐城２丁目９番16号　松栄ビル201号　武井美央法律事務所　弁護士　武井　美央
平成30年１月24日　長野地方裁判所上田支部

書面による決議に付する決定

平成２９年（再）第１号
岡山市北区下伊福１丁目２番６号
再生債務者　医療法人篠洋会
１　決議に付する再生計画案　平成29年12月25日付け管財人提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成30年２月23日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成30年２月23日
平成30年１月23日
岡山地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２９年（再）第１号
千葉県浦安市東野２丁目26番50号
再生債務者　戸成　卓二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成30年１月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続終結

平成２８年（再）第３９号
東京都調布市布田２丁目38番地33
再生債務者　株式会社味彩
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成30年１月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第１号
北海道上川郡新得町字屈足西１線６番地20
再生債務者　有限会社土田農産
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　北海道帯広市西４条南１丁目18番地１　弁護士法人　岩田法律事務所　弁護士　岩田　明子
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成30年１月24日　釧路地方裁判所帯広支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第２６３号
千葉県市川市稲荷木２丁目17番10号　（プランドール201号）
再生債務者　菊田　圭佑
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月28日から平成30年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第２６４号
千葉県千葉市花見川区検見川町５丁目2200番地２　ハイツシンワ101号
再生債務者　田立　信之
１　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成30年２月28日から平成30年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再イ）第２２４号
さいたま市見沼区大字小深作502番地１レオネクストユニオン103（旧住所東京都大田区上池台１丁目12番８号ハイツベルグ上池台309）
再生債務者　村塚　敬太
１　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月15日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月１日から平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２５８号
埼玉県戸田市喜沢１丁目47番地の５
再生債務者　金子　保男
１　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月15日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月１日から平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２６９号
埼玉県久喜市本町３丁目７番35号タウンヴィラあいざわ101
再生債務者　佐藤　恵太
１　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月15日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月１日から平成30年３月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第２６２号
千葉県千葉市中央区都町1035番地１　イマジン105号
再生債務者　西　　正徳
１　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月15日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月１日から平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第２号
相模原市緑区原宿４丁目３番35号
再生債務者　井上　　学
１　決定年月日時　平成30年１月25日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年２月15日まで
４　一般異議申述期間　平成30年３月１日から平成30年３月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部